

特記仕様書（委託業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
適用条件	① 業務委託契約書の条項 ② 三重県公共工事共通仕様書(三重県県土整備部) ③ その他()
業務計画等	① 契約締結後10日以内に業務計画書を監督員に提出すること。 ② 業務着手前に委託範囲の起工測量を行い、概算数量報告書(位置及び面積)を監督員に提出すること。 ③ 業務完了の20日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)及び、その根拠となる資料(求積表等)を監督員に提出すること。 ④ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出すること。 ⑤ その他()
成果の提出	① 本業務における成果品の提出部数は(1 部)とする。 ② 工期満了の20日前までに全体数量報告書を監督員に提出すること。 ③ 本業務の委託範囲について、除草範囲(求積表)、防草シート施工範囲(求積表)、及び、数量計算書を、紙媒体及び電子媒体(CD-R等)にて提出すること。
工程関係	① 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名:) ② 関係機関との協議の必要あり() ③ その他(除草時期について、事前に監督員へ作業期間を提案し決定すること。また、その期間内に必ず作業を行うこと。)
業務条件	① 1 本作業着手にあたっては市監督員に連絡すると同時に、必要に応じて自治会長や隣地住民へ、回覧等を配布し連絡すること。 2 除草面積の出来形求積表を提出すること。 3 防草シート施工箇所については監督員と協議のうえ決定する。 4 各作業の日程等については監督員と協議のうえ決定する。 5 業務履行報告書を、毎月提出すること。 6 個人占用を行っている箇所を『緑地帯・歩行者専用道路等の花木植栽場所使用届』(閲覧)にて把握すること。 7 薬剤防除について、病害虫が発生した時監督員の指示に基づくものとする。 8 薬剤防除は、「住宅地等における農薬使用」消費・安全局の指導に基づく。 9 本業務にて発生した剪定枝葉・刈草については、一般廃棄物処理施設(堆肥化等)への搬入を標準とする。一般廃棄物処理施設以外へ搬入を行う場合は監督員と協議を行うこと。 10 本業務の剪定枝葉・刈草の処分費については、適切な処分先で、かつ経済性等を考慮して計上している。そのため実施業務と積算設計とで適用した廃棄物処理施設の違により生じた処分費単価の相違による変更契約は行わない。 11 廃棄物の処理について、廃棄物処理伝票(重量標記)などの必要書類を提出すること。
設計条件	① 1 「積算基準(共通編)令和7年7月制定」の取扱いに基づき、建設廃棄物受入料金の「処分費」の金額については、所定の金額を諸経費対象から控除している。 2 剪定枝葉処分費は 12,000円/t、刈草処分費は20,000円/t、幹処分費は12,000円/t、根株処分費は16,000円/tとして計上している。 3 除草等面積設計表示数値について、三重県積算基準の数値基準に基づき、抜根除草は10㎡単位(四捨五入)とし、機械除草及び芝刈は、除草面積100,000㎡未満のものについて、100㎡単位(四捨五入)とし、寄植剪定は10㎡単位(四捨五入)とする。 4 樹木・雑草等の成長状況により追加箇所・数量の増減等の変更がある。

- 注
- 1 上記受託業務、事項、条件及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は業務打合せ等により協議するものとする。